

# 活動支援業務対象校における講師の配置基準

## 1 趣 旨

平成28年度より実施する放課後子ども教室活動支援業務のモデル事業の対象校において、より多様な体験機会を提供することを目的として配置する講師に関し必要な事項を定める。

## 2 配置基準

実行委員会は、次の各号のいずれにも該当するプログラムを提供するため必要な場合において、別表のとおり、指導に当たる講師を配置することができる。

(1) 将来につながる学ぶきっかけの提供や、興味・関心に応じて意欲を伸ばすこと等を目的とするプログラム。

(2) 専門的な知見、ノウハウや経験等を有する者を配置することが必要であるプログラム。

3 実行委員会は、前項各号のプログラムを実施し、目的を達成するにあたり、講師が行う指導の補助等のために必要な者を配置することができる。

4 第1項及び前項の規定による配置にあたっては、提供するプログラムに関し、実施日の2週間前までに、実施目的・内容・必要な講師・講師が行う指導の補助等のために必要な者・その他を記載した事業計画を書面で提出し、教育委員会の承認を得るものとする。

## 別 表

対 象	謝礼金の単価（17時まで実施した場合の単価）	標準的な配置人数
講 師	2,220円（2,960円）	児童数30名～40名につき1名
講師補助者	1,110円（1,480円）	児童数30名～40名につき2名まで（※）

※ 多数の児童を対象としたプログラムの場合は個別に協議する。